

| 原子力災害対策指針 再改定案 | コメント |
|--|--|
| <p>(6) 緊急時モニタリングの体制整備</p> <p>緊急時モニタリングの目的は、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集とOILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民と環境への放射線影響の評価材料の提供にある。そのために、緊急時モニタリングでは、<u>時間的・空間的に連続した放射線状況の把握を目指す</u>。さらに、緊急事態においては、周辺環境の放射性物質による空間放射線量率及び飲食物中の放射性核種濃度を、<u>時宜を得て把握し、関係者で共有すること</u>が重要である。それらは、<u>住民や施設外で従事する緊急作業従事者の防護措置を適切に実施するための判断根拠となるため、迅速な緊急時モニタリングを可能とする計画を事前準備しておくとともに、様々な災害によりモニタリング要員が被災し資機材が不足する状況を想定して</u>緊急時モニタリングの機能が損なわれないような対策を講じておく必要がある。</p> <p>緊急時モニタリングにおいては、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携することが必要であり、関係指定公共機関は専門機関としてこれを支援する。国は緊急時モニタリングを統括し、実施方針の策定、緊急時モニタリング実施計画及び動員計画の作成、実施の指示、関係者による緊急時モニタリング実施の総合調整、<u>データの収集と公表、結果の評価並びに事態の進展に応じた実施計画の改定等</u>を行う。国は、海域や空域等の広域モニタリングを実施する。地方公共団体は、地域における知見を活かした、緊急時モニタリング計画の作成や原子力災害対策重点区域等における緊急時モニタリングを実施する。また、原子力事業者は、放出源の情報の提供に努めるとともに、施設周辺地域等の緊急時モニタリングに協力する。</p> <p>連携した緊急時モニタリングを行うために、国は、原子力施設立地地域に、<u>緊急時モニタリングの実施に必要な機能を集約した緊急時モニタリングセンターの体制を準備する</u>。緊急時モニタリングセンターは、国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関の要員で構成される。<u>緊急時モニタリングセンターは国が指揮するが、国からの担当者が不在の時には地方公共団体が代行する</u>。非常時においても、組織が円滑に機能するように、平時から定期的な連絡会、訓練及び研修で、意思疎通を深め、業務品質の向上に努める。</p> <p>地方公共団体は、国、原子力事業者及び関係指定公共機関と協力して、あらかじめ緊急時モニタリング計画を作成する。また、<u>国は、発災時に直ちに緊急時モニタリング実施計画を策定できるように、関係する地域の緊急時モニタリング計画に基づき、必要な準備を行う</u>。緊急時モニタリング実施計画には、事故の状況に応じた具体的な実施項目や実施主体等、事故の状況に応じて定めるべき項目を記載する。さらに、国は、<u>緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの初動対応</u>や、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えた要員や資機材の動員計画をあらかじめ定める。</p> <p>緊急時モニタリングの測定を、OILに基づく防護措置の実施の判断に適した精度で行えるように、平時が</p> | <p>コメント</p> <p>時間的・空間的に連続した状況把握のために必要なモニタリングポスト等の配備指針を示すべき</p> <p>関係者での共有の重要性を記述したことは評価できる。</p> <p>複合災害の想定を記述したことも評価できる。</p> <p>国がデータの収集と公表、結果の評価を行うとしていることは、情報統制につながる恐れあり</p> <p>これまでオフサイトセンターに原子力災害対策合同協議会を設け、そこに放射線班を設置することになっていたが、これとの関係はどうなるのか？</p> <p>結局、中央統制が強化されるだけ</p> <p>発災後に実施計画を策定するのでは、初動が遅れる。</p> <p>実施計画策定までの初動対応を予め定めるなら初めから実施計画案とすべき。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>ら測定方法の質の維持に努める。</p> <p>モニタリング結果の解析・評価においては気象状況データや大気中拡散解析の結果を参考にする。そのため、解釈の仕方については、地域の特性に応じて事前に整理しておくことが重要である。</p> <p>緊急時モニタリングは、以下のとおり大きく3段階に分かれる。</p> <p>初期モニタリング</p> <p>初期モニタリングは、初期対応段階において実施する。関係者は、警戒事態から準備を行い、施設敷地緊急事態において速やかに開始する。その結果はOILに照らし合わせて防護措置に関する判断に用いる。初期モニタリングでは、以下の項目を測定する。ただし、防護措置に関する判断に必要な項目のモニタリングを優先する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>原子力災害対策重点区域を中心とした</u>空間放射線量率及び大気中の放射性物質（放射性希ガス、放射性ヨウ素等）の濃度 ・放射性物質の放出により影響を受けた環境試料中の放射性物質（放射性ヨウ素、放射性セシウム、ウラン、プルトニウム、超ウラン元素のアルファ核種等）の濃度 ・広範な周辺環境における空間放射線量率及び放射性物質の濃度 <p>中期モニタリング</p> <p>中期モニタリングは中期対応段階において実施する。その結果を放射性物質又は放射線の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体への被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いる。中期モニタリングでは、上記の初期モニタリング項目のモニタリングを充実させるとともに、住民等の線量を推定する。</p> | <p>「原子力施設周辺」から「原子力災害対策重点区域を中心とした」に改訂されることは評価できるが、広い区域で実施できるのか疑問</p> |
| <p>安定ヨウ素剤予防服用の体制</p> <p>()事前配布の方法</p> <p>原子力災害対策重点区域のうちPAZにおいては、全面緊急事態に至った場合、避難を即時に実施するなど予防的防護措置を実施することが必要となる。この避難に際して、安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行うことができるよう、以下の点に留意し、平時から地方公共団体が事前に住民に対し安定ヨウ素剤を配布することができる体制を整備する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、事前配布用の安定ヨウ素剤を購入し、公共施設（庁舎、保健所、医療施設等）で管理する。 ・地方公共団体は、事前配布のために原則として住民への説明会を開催する。説明会においては、原則として医師により、安定ヨウ素剤の配布目的、予防効果、服用指示の手順とその連絡方法、配布後の保管方法、服用時期、禁忌者やアレルギーを有する者に生じ得る健康被害、副作用、過剰服用による影響等の留意点等を説明し、それらを記載した説明書とともに安定ヨウ素剤を配布する。 | <p>PAZ 外では OIL に基づく避難が行われるが、OIL に基づけばすでに放射性プルームが到達して線量が高くなってからの避難となっており、避難途中の学校や公民館での配布、服用では手遅れとなる。PAZ だけでなく、すくなくとも UPZ 内は事前配布とすべき</p> |

- ・地方公共団体は、説明会に参加できない住民に対しては、医師による説明を受けることができる公共施設や医療機関に住民が出向き、説明を受けた上で受領できるよう対応する必要がある。歩行困難である等のやむを得ない事情により説明が受けられない者には、説明会に参加した家族や公共施設等に出向いた家族等が代理受領し、説明書とともに説明内容を当該対象者に伝えることを確認した上で配布する。
- ・地方公共団体は、配布に際しては、他の者に譲り渡さないよう指示するとともに、調査票等への回答や問診の実施等を通じて禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努める。
- ・地方公共団体は紛失等により安定ヨウ素剤を即時に服用できない住民に対して追加配布できるよう予備の安定ヨウ素剤を備蓄する。また、追加配布方法等について説明会等を通じて説明する。
- ・地方公共団体は、放射性ヨウ素による内部被ばく予防が必要な住民に対して必要な量以外に安定ヨウ素剤を事前配布しない。
- ・地方公共団体は、原子力災害時の副作用の発生に備え、事前に周辺医療機関に受入の協力を依頼する等の救急医療体制の整備に努める。
- ・地方公共団体は、転出者又は転入者があった場合は速やかに安定ヨウ素剤を回収又は配布するよう努める。また、安定ヨウ素剤の更新時期の管理方法と期限切れ製剤の確実な回収方法についてあらかじめ定め、実施する。

() 事前配布以外の配布方法

PAZ外においては、全面緊急事態に至った場合、プラント状況や空間放射線率等に応じて、避難等の防護措置を講じることとなる。そのため、以下の点に留意して、避難等と併せて安定ヨウ素剤の服用を行うことができる体制を整備する必要がある。

- ・地方公共団体は、緊急時に備え安定ヨウ素剤を購入し、避難途中に学校や公民館等で配布する等の配布手続きを定め、適切な場所に備蓄する。
- ・緊急時の住民等への安定ヨウ素剤の配布・服用は、原則として、原子力規制委員会が判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に基づき行う。
- ・安定ヨウ素剤の配布・服用は、原則として医師が関与して行うべきである。ただし、時間的制約等のため必ずしも医師が関与できない場合には、状況に応じて適切な方法により配布・服用を行う。

なお、EALの設定内容に応じてPAZ内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難途中に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等においては、地方公共団体が安定ヨウ素剤の事前配布を必要と判断する場合は、前述のPAZ内の住民に事前配布する手順を採用して、行うことができる。

(3) 緊急時モニタリングの実施

原子力規制委員会の判断とするのは、典型的な中央統制。福島事故時に原子力安全委員会の服用指示が伝達できなかったことの反省が踏まえていない。

PAZ 外でも地域の事情により事前配布可能としたなお書きを活用すべき

| | |
|--|---|
| <p>国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関は、警戒事態において緊急時モニタリングの準備を行う。また、国は、緊急時モニタリング要員に災害情報を提供する。施設敷地緊急事態においては、国は、地方公共団体の協力を得て、緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、緊急時モニタリングを開始する等の初動対応及び必要な動員の指示を行う。国は、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力事故の状況及び気象予測や大気中拡散予測の結果等を参考にしつつ、速やかに緊急時モニタリング実施計画を策定し、各分野の緊急時モニタリングを統括して管理する。国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関は、緊急時モニタリング実施計画に基づいて緊急時モニタリングを実施する。緊急時モニタリング実施計画は、事態の進展に応じて随時見直し、全ての関係者はこれに協力する。なお、被災等によって緊急時モニタリングを十分に実施できない場合には、気象予測や大気中拡散予測の結果をモニタリング実施体制の整備の参考にすることも考える。また、緊急時モニタリングの長期化や広域化への対応は、あらかじめ定めた動員計画に基づき、関係者はこれに協力する。</p> <p>初期モニタリングにおいては、OILによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。なお、放射性ヨウ素を中心とした空气中放射性物質濃度の測定も行う。その後、順次、測定対象の拡大を図る。また、放出放射性物質濃度や施設敷地境界の空間線量率等の放出源モニタリングは、発災事業者が行い、結果を緊急時モニタリングセンターに通報する。緊急時にモニタリングに使える要員や資機材は全体として限られており、災害の状況に応じて、緊急時モニタリングセンターは、優先すべき測定対象に重点的に取り組むように努める。</p> <p>緊急時モニタリングの結果は、緊急時モニタリングセンターで妥当性を判断した後、国で集約し、一元的に解析・評価して、OILによる防護措置の判断等のために活用する。なお、放射性物質の拡散は気象によって大きく影響を受けるため、国は、緊急時モニタリングの結果の評価の際には気象状況データや大気中拡散解析の結果を参考にする。結果の公表は国が一元的に行い、適切に伝わるように分かりやすい説明を付する。</p> <p>なお、中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方、防護措置の実施方策に対応した緊急時モニタリングの在り方については、今後、原子力規制委員会において更に検討し、必要な内容を本指針に記載することとする。</p> | <p>警戒事態においても準備が整い次第、緊急時モニタリングを実施すべき</p> <p>緊急時モニタリング実施計画の策定は、施設敷地緊急事態になってからとも読めるが、それでは手遅れ</p> <p>情報統制につながる</p> <p>情報統制につながる</p> |
| <p>安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐため、原則として、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に基づいて、安定ヨウ素剤を服用させる必要がある。原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示は安定ヨウ素剤を備蓄している地方公共団体に速やかに伝達されることが必要である。</p> <p>安定ヨウ素剤の予防服用に当たっては、副作用や禁忌者等に関する注意を事前に周知するほか、以下の点を</p> | <p>原子力規制委員会の判断とするのは、典型的な中央統制。</p> |

留意すべきである。

- ・安定ヨウ素剤の服用は、放射性ヨウ素以外の他の放射性核種に対しては防護効果が無い。
- ・安定ヨウ素剤の予防服用は、その防護効果のみに過度に依存せず、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護措置とともに講ずる必要がある。また、放射性物質を不注意により経口摂取することを防止する対策も講じる必要がある。
- ・緊急時に投与・服用する場合は、精神的な不安などにより平時には見られない反応が認められる可能性がある。
- ・年齢に応じた服用量に留意する必要がある。特に乳幼児については過剰服用に注意し、服用量を守って投与する必要がある。

また、安定ヨウ素剤の服用の方法は、以下のとおりとするべきである。

- ・PAZにおいては、全面緊急事態に至った時点で、直ちに、避難と安定ヨウ素剤の服用が指示されるため、原則として、その指示に従い服用する。ただし、安定ヨウ素剤を服用できない者や放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの健康影響が大人よりも大きい乳幼児については、安定ヨウ素剤を服用する必要性のない段階である施設敷地緊急事態において、優先的に避難する。
- ・PAZ外においては、全面緊急事態に至った後に、原子力施設の状況や空間放射線量率等に応じて、避難や屋内退避等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用が指示される場合があり、原則として、その指示に従い服用する。

なお、プルーム通過時の防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準、屋内退避等の防護措置との併用の在り方等については、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

PAZ内では、本来「全面緊急事態」よりも早い段階から全住民の避難が実施されるべき。

PAZ内で事前配布を受けていない一時滞在者等への配布、服用をどうするのか記載がない。

PAZ外で屋内退避の指示が出た場合、線量が上がっている中でどのように配布するのか。現実的に不可能であり、事前配布が必要